

**駐車場附置義務条例の見直し(案)に対する
意見の概要と本市の考え方について**

○意見の概要と本市の考え方

(1) 条例の見直し内容に関する意見（4件）

No.	意見の概要	本市の考え方
1	大型車・商用車の長時間路上駐車を規制し、商業施設・集合住宅に対して、住戸数・利用者数に見合った十分な駐車場を設置させ、不足による路上駐車を防止してほしい。	今回の条例見直しは、共同住宅の住戸数に応じて、荷さばき駐車施設の附置を義務づけるものです。 条例見直し後も、社会情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを行うよう努めてまいります。
2	昨今の労働力不足・人員不足に伴う配送業の“置き配”方式の必要性は認めざるを得ません。それに伴う駐車場の確保も必要な処置と理解しています。	物流 2024 年問題等による人手不足・物流の持続可能性も踏まえ、本条例の見直しを行うものとなっています。
3	近年の宅配需要等の増加に伴う外部からの駐車需要への対応の必要性は認識するものであるが、算定の根拠を教えてください。 台数設定について過大であると考えており、マンションの場合は一日当たりの駐車需要があったとしても、複数の荷捌き駐車場が必要になるのは、偶然特定時間に複数の配送車両が重なった時であり、累進的に設置台数を増加させることが有効な対策とは思えないため、1 台／100 戸という設定基準にした根拠を示してください。 また、小数点以下を切り上げるのは負担が過大になるため、1 台未満の場合のみ切り上げとする案を提案します。	共同住宅の荷さばき駐車施設の附置義務については、国土交通省にて標準駐車場条例（駐車場附置義務条例のひな形）を改正した際に、本市を含む全国の都市で調査が実施されております。 国の調査では、配達個数が多いほど駐車時間が長く、戸数に応じた荷さばき駐車施設の確保が必要になることから、「床面積当たりの貨物車集中台数」・「貨物車ピーク率」・「平均駐車時間」を用いて、配達個数と戸数の関係进行分析し、100 戸あたり 1 台分の荷さばき駐車施設が必要となることが示されております。 なお、その調査では都市間において有意な差はみられないと示されております。 また、共同住宅の荷さばき駐車施設数は一般駐車場の附置義務台数の内数とし、400 戸以上の場合は逡減措置を設けるなど、過度の負担とならないよう、国の技術的助言を参考に配慮しております。 また、これらの基準については今後も社会情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを行うよう努めてまいります。

4	車椅子利用者用駐車施設の基準について、機械式駐車場における国土交通大臣が認定した特殊装置の扱いに関して、明記がありませんでした。そのため現行基準と同様の扱いとなる理解をしておりますが、明記されてはいかがでしょうか。	ご認識の通り現行基準と同様の扱いになります。この取扱いについては現行のパンフレットに記載しておりますが、引き続き周知してまいります。
---	---	--

(2) 条例に関する意見(1件)

No.	意見の概要	本市の考え方
5	条例第6条におけるただし書きでは、共同による荷捌き駐車施設の隔地による確保について認めることとしています。共同荷捌き駐車場の確保については、その取扱いや確保について具体的で積極的な支援とPRをお願いしたいです。	条例第6条では、共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備等の代替措置を行う場合の特例規定を設けていますが、その取扱いについては、個別具体の計画に応じてご対応させていただいております。

(3) その他の意見(2件)

No.	意見の概要	本市の考え方
6	地域住民や歩行者の安全を確保するために、学校・児童館・公園周辺の歩道や出入口にかかる駐車対策を強化してほしい。	今回の条例見直しは、共同住宅の住戸数に応じて、荷さばき駐車施設の附置を義務づけるものであり、路上駐車防止にも寄与すると考えております。
7	2000年以前の街中のマンションは、少ない面積で効率的な駐車スペースを確保できるので、機械式立体駐車場が主流でした。しかし年々老朽化に伴い部品交換等の費用が嵩み、また部品の製造停止も言われており、建て替えの検討も迫られています。今回の意見募集とは直接関係ないかも知れませんが、合わせて検討して頂き、仙台市として機械式駐車場の縮小への条例の改正や指導、機械式立体駐車場の建て替え補助等の検討をお願い致します。	今後、社会情勢の変化等を踏まえて、基準の適正化等に努めてまいります。